

■1. 委員会条例と会議規則(条例)の構成比較

▼「市議会」委員会条例と「町村議会」委員会条例では条項の構成・規定内容が異なるため一律的に比較することはできない。(改正ポイントは参考になる)

○町村議会

○市議会 (紫字が、町村議会会議規則には無い条項)

会議規則(条例)	委員会条例	会議規則	委員会条例
(第7章) 67条 議長への通知(召集のとき) 69条 委員の発言 70条 委員外議員の発言	委員会の設置、任期 委員の選任 委員長及び副委員長、互選 委員長の議事整理権・秩序保持権 招集、定足数 表決 除斥 傍聴(会議の公開)の取扱い	(第2章) 90条 議長への通知(召集のとき) 91条 欠席の届出 93条 会議の閉会 94条 定足数に関する措置 95条 議題の宣告・96条 一括議題 98条 審査順序 99条 先決同期の表決順序 100条 動議の撤回	委員会の設置、任期 委員の選任 委員長及び副委員長、互選 委員長の議事整理権・秩序保持権 招集、定足数 表決 除斥 傍聴の取扱い
73条 連合審査会(合同委員会) 76条 所管事務調査 77条 委員の派遣 78条 少数意見の留保 [出席委員]	秘密会 出席説明の要求 公聴会、参考人 記録	103条 連合審査会 105条 所管事務の調査 106条 委員の派遣 108条 少数意見の留保 112条 秘密会 114条 発言の許可 115条 委員の発言 117条 委員外議員の発言 118条 委員長の発言 ~ 121条 発言の継続 122条 質疑又は討論の終結 126条 (委員長及び副委員長の)互選の方法 127条 選挙規定の準用 128条 ~ 138条 表決	秘密会 出席説明の要求 公聴会、参考人 記録

■2. 委員会条例+会議規則 を改正した議会 (薄青色は、町村議会)

	大東市	取手市	知立市	橋本市	大津町	藤沢市	磐梯町	奥州市	熊本市	南箕輪村	柏市
委員会条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改正趣旨	「開会(開催)方法の特例」または「会議(開催)の特例」として									「招集」の規定に	オンライン会議により開催することを可能にするための規定
感染症	○重大な感染症のまん延の防止のため	○感染症のまん延等、やむを得ない理由	○重大な感染症のまん延の防止のため	○新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等	○重大な感染症のまん延防止措置の観点		○感染症のまん延等、やむを得ない理由	○感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由	○新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要がある場合に限定	○新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等	○重大な感染症のまん延の防止のため
大規模な災害の発生等	○	○	○		○	○	○	○			○
育児、介護等のやむを得ない事由					○			○			
会議規則		○(第2章 委員会)					○(廃止→新規制定)	○(第2章 委員会)	○	○(第7章委員会)	○(第2章 委員会)
											※オンラインでの正副委員長互選等を規定

▼委員会条例の改正趣旨のパターン

- ①開会・開催又は会議の特例としての「オンライン」
- ②(委員長の)招集の規定に「オンライン」を追加
- ③ある程度標準的な会議手法としての「オンライン委員会」

▼オンライン会議が可能な場面のパターン

- ①感染症対応 ①-a:新型コロナに限定 ①-b:(重大な)感染症
- ②感染症対応+大規模災害等
- ③感染症対応+大規模災害等+育児・介護等やむを得ない事情

地方議会のオンライン会議に関する条例改正例

■3. 町村議会の事例比較(下記4. 及び5. から)

	大津町	磐梯町	南箕輪村	宮田村
委員会条例	○	○	○	-
改正趣旨	「開会(開催)方法の特例」または「会議(開催)の特例」として		「招集」の規定に	-
感染症	○重大な感染症のまん延防止措置の観点	○感染症のまん延等、やむを得ない理由	○新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等	-
大規模な災害の発生等	○	○		-
育児、介護等のやむを得ない事由	○			-
会議規則		○(廃止→新規制定)	○(第7章委員会)	○(第7章委員会)
				※やむを得ない理由の場合 ※議員協議会へのオンライン会議準用

■上記町村議会の委員会条例改正内容

大津町	磐梯町	南箕輪村	参考-芽室町議会委員会条例
<p>(招集) 第13条 委員会は委員長が招集する。 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p>	<p>(招集) 第13条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p>	<p>(招集) 第11条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。 3 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を活用した委員会(以下「オンラインによる委員会」という。)を開催することができる。</u> 4 前項の場合において、委員が、オンラインによる委員会に参加を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>(招集) 第13条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p>
<p>(開催方法の特例) 第13条の2 委員長は次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思の確保等に十分配慮するものとする。 (1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合 (2) <u>育児、介護等のやむを得ない事由</u>により委員会の開催場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開催の求めがある場合 2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、<u>第14条及び第15条第1項の出席委員とする。</u> 4 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。</p>	<p>(会議の特例) 第13条の2 委員長は、災害の発生、感染症の蔓延等、止むを得ない理由により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。 2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 オンライン会議システムを活用した<u>委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>		
<p>(定足数) 第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定</p>	<p>(会議の定足数) 第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定</p>	<p>(定足数) 第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条「委員長及び委員の除斥」の規定</p>	<p>(定足数) 第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に</p>

地方議会のオンライン会議に関する条例改正例

による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。	による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第28条第1項の出席委員とする。	による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 2 前条第 4 項の規定により委員長の許可を得て委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。	達しないときはこの限りでない。
(表決) 第 15 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。	(表決) 第 15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。	(表決) 第 13 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。	(表決) 第 15 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。
(傍聴の取扱い) 第 17 条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。	(傍聴の取扱い) 第 17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。	(傍聴の取扱い) 第 15 条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。	(会議の公開) 第 17 条 委員会の会議はこれを公開する。 2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、芽室町議会傍聴条例(平成 24 年条例第 34 号)の規定(第6条の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条例中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室等」と読み替えるものとする。
(秘密会) 第 18 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることはできない。 2 (略)	(秘密会) 第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることはできない。 2 (略)	(秘密会) 第 16 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。	(秘密会) 第 18 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

■4. 各市町村議会会議規則の改正内容（「2. 委員会条例＋会議規則 を改正した議会」表から）

○取手市

改正条文(下線無しの条文は全文追加、下線部ありは下線部を追加)	改正前・前後・関係条文
	第2章 委員会 (定足数に関する措置) 第 94 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。
(オンライン会議システムを活用した会議) 第 94 条の 2 取手市議会委員会条例(昭和 45 年条例第 32 号)第 15 条の 2 第 2 項の規定により委員長の許可を得て、同条第 1 項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、前条第 1 項、第 96 条、第 99 条、第 108 条第 1 項及び第 119 条第 2 項の出席委員とする。 2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	※前条:(定足数に関する措置)、第 96 条:(一括議題)、第99条:(先決動議の表決順序)、第108条:(少数意見の留保)、第119条:(発言時間の制限)
(委員外議員の発言) 第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第 142 条第 1 項において同じ。)への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	(委員外議員の発言) 第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復すことができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。	(委員長の発言) 第 118 条委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。
(紹介議員の委員会出席) 第 142 条委員会は、審査のため必要があると認めるときは、会議において紹介議員の説明を求めることができる。	(紹介議員の委員会出席) 第 142 条委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

○奥州市

改正条文(下線無しの条文は全文追加、下線部ありは下線部を追加)	改正前・前後・関係条文
	第2章 委員会 (定足数に関する措置) 第 93 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。
(オンライン会議システムを活用した会議) 第 93 条の 2 奥州市議会委員会条例(平成18年議会規則第1号)第 15 条の 2 第 2 項の規定により委員長の許可を得て、同条第 1 項に規定するオ	※前条:(定足数に関する措置)、第 95条:(一括議題)、第98条:(先決動議の表決順序)、第107条:(少数意見の留保)、第118条:(発言時間の制限)、



地方議会のオンライン会議に関する条例改正例

<p>ンライン会議システムにより会議に出席した委員は、前条第1項、第95条、第98条、第107条第1項及び第118条第2項、第130条第2項、第135条及び第136条第1項の出席委員とする。</p> <p>2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、この規則に定めるもののほか議長が別に定める。</p>	<p>第130条:起立による採決、第135条:簡易表決、第136条:表決の順序</p>
<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第141条第1項において同じ。)</u>への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p>	
	<p>(<b>委員長の発言</b>)</p> <p>第117条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員長席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは、「委員長として議事進行を行うことができない」とする。</p>	
<p>(起立による表決)</p> <p>第130条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手(オンライン会議システムを活用した階にあっては挙手)をさせ、起立者又は挙手者(オンライン会議システムを活用した会議にあっては挙手者)の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議において、委員長が<b>挙手者の多少を認定しがたいとき</b>、又は委員長の宣言に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<b>電磁的に記録した映像の確認により</b>挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第130条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣言に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、<b>投票で表決をとることができない</b>。</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第131条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>
<p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、<u>会議において</u>紹介議員の説明を求めることができる。</p>	<p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p>

○熊本市

改正条文(下線無しの条文は全文追加、下線部ありは下線部を追加)	改正前・前後・関係条文
<p>2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員(委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。))によって、出席している委員を含む。)の退席を禁じ、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p>	<p><b>第2章 委員会</b> (定足数に関する措置)</p> <p>第89条 開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、閉会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を禁じ、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 会議中に定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は閉会を宣告する。</p>
<p>(不在委員)</p> <p>第116条 表決の際、会議室にいない委員(オンラインによって、出席している委員を除く。)は、表決に加わることができない。</p>	<p>(不在委員)</p> <p>第116条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>

○南箕輪村

改正条文(下線無しの条文は全文追加、下線部ありは下線部を追加)	改正前・前後・関係条文
	<p><b>第7章 委員会</b> (議長への通知)</p> <p>第63条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p>
<p>(委員会開催の特例)</p> <p>第63条の2 南箕輪村議会委員会条例(昭和33年条例第5号)第11条第3項による委員会の開催方法、表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	

○柏市

改正条文(下線無しの条文は全文追加、下線部ありは下線部を追加)	改正前・前後・関係条文
---------------------------------	-------------

地方議会のオンライン会議に関する条例改正例

<p><b>(欠席の届出)</b> 第 84 条 委員は、事故のため出席できないとき(柏市議会委員会条例(昭和 62 年柏市条例第 30 号。以下「委員会条例」という。)第 15 条の 2 第 2 項の許可を得た委員が同項に規定するオンライン出席(以下「オンライン出席」という。)をすることができないときを含む。次項において同じ。)は、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p><b>第2章 委員会</b> (欠席の届出) 第 84 条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>
<p>(定足数に関する措置) 第 87 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員(委員会条例第 17 条第 1 項に規定するオンライン出席委員(以下「オンライン出席委員」という。)を含む。第 124 条第 2 項及び第 125 条第 1 項を除き、以下同じ。)が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席(オンライン出席委員にあっては、オンライン出席をしないこと)を制止し、又は会議室外の委員に出席(委員会条例第 15 条の 2 第 2 項に規定するオンライン委員会(以下「オンライン委員会」という。)にあっては、オンライン出席を含む。以下同じ。)を求めることができる。</p>	<p>(定足数に関する措置) 第 87 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p>
<p><b>(オンライン委員会における互選)</b> 第 120 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、オンライン委員会における委員長及び副委員長の互選の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>(選挙規定の準用) 第 120 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第 1 章第 4 節の規定を準用する。</p>
<p>(不在委員) 第 122 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンライン出席委員にあっては、この限りでない。</p>	<p>(不在委員) 第 122 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>
<p>(オンライン委員会における挙手者等の多少を認定し難いとき等の表決) 第 128 条の 2 第 124 条第 2 項及び第 125 条から前条までの規定にかかわらず、オンライン委員会で委員長が挙手者若しくは起立者の多少を認定し難いとき若しくは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるとき又は委員長が必要があると認めるとき若しくは出席委員から要求があるときの挙手又は起立によらない表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>(選挙規定の準用) 第 128 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。</p>
<p><b>(携帯品)</b> 第 145 条 議場若しくは委員会の会議室に入る者又はオンライン出席をする者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>(携帯品) 第 145 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p>
<p><b>(出席停止期間中出席したときの措置)</b> 第 157 条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去(オンライン委員会にあっては、オンライン出席をしないようにすることを含む。)を命じなければならない。</p>	<p>(出席停止期間中出席したときの措置) 第 157 条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。</p>

■5. 会議規則のみを改正した議会

	那須塩原市	北上市	宮田村
改正の趣旨	特措法により緊急事態措置の対象区域となった場合の特例。附則の改正。	新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等	やむを得ない理由により、参集が困難な場合
対象会議	委員会・議員協議会	委員会	委員会、議員協議会
会議方法	書面、電子メール、その他の方法による会議	オンライン会議	オンライン会議

▼委員会のほか、議員協議会(全員協議会)をオンライン可能とする市町村もある (例:那須塩原市、宮田村)

■各町村会議規則の改正内容

○那須塩原市

改正条文(下線無しの条文は全文追加、下線部ありは下線部を追加)	改正前・前後・関係条文
<p>(書面開催等の特例) 2 議員は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項の規定により市の区域が新型インフルエンザ等緊急事態措置の対象区域となったときその他これに準ずる事態であるとして議長が認めるときは、一定の場所に参集しての会議の開催を行わないように努めなければならない。この場合において、第 2 章に規定する委員会及び第 7 章に規定する協議又は調整を行うための場については、書面、電子メールその他の方法により会議を開催することができる。 3 前項に規定する書面、電子メールその他の方法に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。</p>

## 地方議会のオンライン会議に関する条例改正例

### ○北上市

改正条文(下線無しの条文は全文追加、下線部ありは下線部を追加)	改正前・前後・関係条文
	<p><u>第2章 委員会</u> (議長への通知) 第 89 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p>
<p>(オンライン会議) 第 89 条の 2 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延防止措置の観点等から、委員が委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが出来る方法を活用した委員会(以下「オンライン会議」という。)を開催することができる。 2 オンライン会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	
	<p>(挙手又は起立による表決) 第 129 条 委員長が表決をしようとするときは、問題を可とする者を挙手又は起立させ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が挙手者又は起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>
<p>3 オンライン会議における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	

### ○宮田村

改正条文(下線無しの条文は全文追加、下線部ありは下線部を追加)	改正前・前後・関係条文
	<p><u>第7章 委員会</u> (議長への通知) 第 64 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p>
<p>(委員会の開催の特例) 第64条の2 やむを得ない理由により、委員会の開催場所への参集が困難な場合は、映像と音声の送受信により相互の状況を認識できる機器を活用する方法(以下「オンライン委員会等」という。)で開催することができる。 2 オンライン委員会等の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	
<p>(起立による表決) 第 80 条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p>	<p><u>第8章 表決</u> (起立による表決) 第 80 条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p>
<p>(簡易表決) 第 86 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。</p>	<p>(簡易表決) 第 86 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。</p>
	<p>(全員協議会) 第 125 条 法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。 2 ～5 (略)</p> <p>(広報活動を担う組織) 第 126 条 (略)</p>
<p>第127条 (略)</p> <p>(協議又は調整を行うための場の開催の特例) 第128条 やむを得ない理由により、法第100条第12項の規定により設ける協議又は調整を行うための場への参集が困難な場合に、オンライン委員会等を開催する場合は第64条の2の規定を準用する。</p>	